

2. 地域公共交通総合連携計画の区域

地域公共交通総合連携計画の区域は船橋市全域とする。ただし、課題として、本市のバス路線は、市内で完結している路線だけでなく、隣接する市にもまたがって運行している路線があるため、関連する自治体と調整を図りながら検討を進める必要がある。

